

(様式1)

香川県福祉サービス第三者評価の結果(障害者施設)

◎評価機関

名 称	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
所 在 地	高松市番町一丁目10番35号
評価調査者	① H18-Y027
	② H29-Y002
	③ H30-Y003

1 施設・事業所情報

(1)施設・事業所概要

事業所名称: うぶすな園 (施設長) 平田 恵子	種別:障害者福祉サービス事業所
代表者氏名: 理事長 平井勇一 (管理者)	開設年月日: 1987年 4月 1日
設置主体:社会福祉法人 うぶすな会 経営主体:	定員 60名 (利用人数)
所在地:〒 761-2405 丸亀市綾歌町栗熊西字向山782番地5	
連絡先電話番号: 0877 — 57 — 1161	FAX番号: 0877 — 57 — 1162
ホームページアドレス	http://ubusunakai.ec.net.jp/

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
就労継続支援B型・生活介護	花見、七夕、ふれあい祭り、日帰り旅行、クリスマス会、避難訓練、ボウリング大会、初詣、節分
居室形態及び居室数	居室以外の施設設備の概要
該当なし	作業室、厨房、食堂、和室、会議室、相談室、医務室、更衣室、便所、浴室、書庫・倉庫、事務室 等

職員の配置

(常勤・非常勤は分けて
記載すること)

職種	人数	職種	人数
施設長	常勤 1		
生活支援員	常勤 6		
職業支援員	常勤 4 非常勤 2		
看護師	非常勤 1		
事務員	常勤 1		
その他	非常勤 1		

2 理念・基本方針

基本理念 1.利用者の人権尊重 2.地域との連携 3.福祉サービスの向上

基本方針

- 1.利用者のニーズに基づき、利用者及び保護者の意向を尊重した個別支援計画を作成し適切な支援をします。
- 2.地域社会・関係機関との連携を図り、実習生やボランティアの積極的な受け入れに努めます。
- 3.利用者の人権の擁護及び虐待防止の為、虐待防止委員会の仕組みを十分活用するとともに、職員研修を実施し、人権意識や支援技術のさらなる向上に努めます。

3 施設・事業所の特徴的な取組

日本知的障害者福祉協会の人材育成や強度行動障害の研修などいろいろな研修に参加し、サービスの質の向上に努めている。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年12月7日(契約日) ~	平成31年3月4日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	0回(平成 年)	

5 評価結果総評(利用者調査結果を含む)

◇特に評価の高い点

基本理念及び基本方針において、地域との連携を図ることを明確に打ち出し、地域の行事を利用者に情報提供したり、ボランティアの協力を得て参加をサポートしたりしている。特に毎年敷地内で実施する「ふれあいまつり」は地元などへの広報を行って、地域の方やボランティアも多く参加して利用者と一緒に楽しむ地域の祭りであり、事業所や利用者について理解を得るための交流の場となっている。また、日常的にも、近隣の散歩や買い物など利用者個々のニーズに応じた支援がなされている。

また、建物内には段差がなく利用者の安全への工夫が随所にみられる。職員と利用者で編成された清掃班が事業所を丁寧に清掃して広々とした明るく清潔な空間となっており、畳の間や小部屋、中庭など利用者が思い思いに過ごせる場も用意されているなど、快適性や安全・安心に配慮した生活環境である。

◇特に改善を求められる点

当事業所は、30年以上前に開設された歴史ある事業所であり、長期に渡りサービスを利用する利用者多く、利用者と職員が顔の見える関係を築いている。一方継続的に、利用者が事業所において快適に生活でき、職員が最適な福祉サービスを提供し、ストレスなく活動するための土台となる仕組みの明文化やマニュアルの作成が十分ではないものがある。例えば、中長期的な事業プランや収支計画を文書化して利用者や家族にわかりやすく周知することや、福祉サービスの質の向上に向けた組織的・計画的な取組、リスクマネジメント体制の構築、利用者の権利擁護やプライバシー保護に関する規定の整備と取組、職員の個人面談を行い職員一人ひとりの目標設定や研修計画の策定による職員の育成などの仕組みづくりが求められる。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受けるにあたって、資料作成時から各項目ごとの着眼点や留意点などを読み色々な事を考えるいいきっかけになりました。

また、面接時においても細かくアドバイスを頂き貴重な経験となりました。

今回の結果を踏まえて職員と共にマニュアル等を作成するなど改善を図り、福祉サービスの向上に努めてまいります。

7 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	理念から、法人が実施するサービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向や考え方を読み取ることができ、基本方針は、法人の理念との整合性が確保されていると共に、職員の行動規範となる具体的な内容となっている。
2 経営状況の把握	日本知的障害者福祉協会などから社会福祉事業の情報を把握し、地域の各種福祉計画についても策定動向と内容を把握している。また、養護学校を訪問して利用者数の把握や実習生の受け入れに努めている。今年度からの報酬単価算定方法の変更により影響が出ている経営状況を改善するための取組も実施した。今後は、経営環境や実施する福祉サービスの内容、職員体制、財務状況等の現状分析を行い、具体的な課題や問題点を明らかにする仕組みの構築を期待したい。
3 事業計画の策定	法人としての中長期的・中短期的目標、事業所の単年度の重点目標及び事業計画が策定されている。事業計画は職員会で話し合われ、利用者には行事計画を周知し、親の会等で意見を伺っている。 今後は、事業所独自の「中・長期事業計画」及び財政面での裏付けとして「中・長期の収支計画」を策定し、その内容を反映した単年度の計画を策定していただき、職員はもとより、利用者とその家族に対してもわかりやすく周知することを検討いただきたい。
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	今回の福祉サービス第三者評価事業を受審することによって、福祉サービスの向上に向けた取り組みが継続して行われ、組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な取り組みが行われることを期待したい。
評価対象Ⅱ 1 管理者の責任とリーダーシップ	施設長は、年度の重点目標を定めて取組を明確にし、重点目標を広報誌に掲載している。施設長の役割と責任を含む職務分掌は、法人の組織規定で定められている。遵守すべき法令等を正しく理解するために、日本知的障害者福祉協会等に加盟して情報を得たり、社会保険労務士による労務管理に関する研修に参加し、平成30年には社会保険労務士との顧問契約を締結した。職員研修計画を基に外部職員研修を行い、研修後は、復命書を職員に回覧している。
2 福祉人材の確保・育成	安定した人員体制が確保できており、職員構成に基づいた人材の育成と必要に応じた採用活動が行われている。就業規則や給与規定により人事基準が明確にされ、資格手当など職員の専門性などを評価する仕組みを設け、資格取得に対する費用の助成もしている。また、福利厚生センター事業に加入し、職員の福利厚生の充実を図っている。期待する職員像は明確であり、例年、福祉専門学校などの実習生を受け入れている。
3 運営の透明性の確保	法人の理念・事業計画等はホームページや広報誌を活用して公表している。広報誌は利用者や関連事業所等に配布している。事業所における事務、経理、取引等は、経理規定、決裁規定に基づき明確化され、内部監査を定期的に実施している。また税理士と委託契約して、必要に応じて相談、助言を受けられる体制を整備している。
4 地域との交流・地域貢献	地域との関わり方については、基本理念で明確化している。毎年、地域の方やボランティアなど多くの方に参加を呼び掛けて「ふれあいまつり」を開催し、利用者と地域の方との交流の機会を作り、事業所に対する地域の理解向上につながっている。この他、地域の福祉まつりやスポーツ大会への参加や情報提供して、希望者が参加できるよう支援している。地域行事への参加については、ボランティアに支援を依頼している。生活介護では、小グループ単位で買物や近所への散歩を行っている。移動支援が必要な利用者には、ヘルパーを活用し、外出できるよう支援するなど、利用者の状態に応じて、ボランティアの協力も得ながら、様々な形で地域との交流を広げるための取組を行っている。災害時は地域の要援護者の緊急受け入れ避難施設としての協定を丸亀市と締結している。

評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	基本理念として利用者を尊重した福祉サービスを実施するとしており、虐待防止対応規定を整備し、虐待のセルフチェックや職員研修を実施しているほか、更衣室の確保などプライバシーの保護に配慮している。利用者満足を把握するため、利用者の会や家族会で意見を聞いたり、生活介護では保護者との連絡帳を使って対応している。就労支援・生活介護共に相談スペースが複数あり、意見がある場合はいつでも対応できるようにしている。感染症対策マニュアルを作成し、掲示板での注意喚起や迅速な対応に努めている。
2 福祉サービスの質の確保	利用者や保護者から話を聞いて行うアセスメントに基づき、個別支援計画をサービス管理責任者が作成し、半年ごとの個別支援計画の評価・見直しに当たっては、担当者と利用者も入って話を聞いている。また、福祉サービスの実施状況については全職員参加のケース会議で共有されている。今後は、提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、標準的な実施方法に基づいた福祉サービスが提供されるようにして頂きたい。
内容評価基準 A-1 利用者の尊重と権利擁護	就労支援では、どの作業に従事するかは利用者の希望と職員がよく観察して決めており、就労環境も利用者に最適なものとなるよう配慮している。生活支援では、日常生活で利用者が落ち着いて過ごせるように、余暇活動として週1回バスハイクを取り入れている。利用契約書中に、利用者の意思と人格を尊重したサービスの提供や身体拘束の禁止規程があり、職員会では虐待防止・権利侵害を取り上げている。
A-2 生活支援	個別支援計画に基づいて、利用者が出来るだけ自分で行えるように見守りの支援を行い、障害や心身の状況に応じたコミュニケーションをとっている。また、職員は強度行動障害の研修を受講し、朝礼や職員会で情報を共有し、必要に応じて支援方法の検討や見直しなどを行っている。食事は、年一回の嗜好調査や月一回の選択メニューなど楽しく食べられるよう配慮している。建物内に段差はなく、安全・安心に配慮し、思い思いに過ごせるスペースもある快適な空間となっている。健康・医療面では、医療的ケアマニュアルを作成して安全管理体制を明確にし、生活介護では絵画教室などの開催、就労支援の利用者に対してはスポーツ大会などへの参加の支援など、社会参加への支援を行っている。
A-3 発達支援	非該当
A-4 就労支援	利用者1人ひとりの障害に応じて、就労工程や就労の部屋割りなどに配慮するとともに、障害の特性に応じて安心して就労できる環境を整えている。また、規則的な就労に向けた環境を整え、働くためのマナーの習得を支援するとともに、関係機関と連携しながら就労支援を行っている。工賃支給規程で賃金の支払を明記し、年2回の賞与と1回の決算時報酬金が支払われ、利用者の同意を得ている。職場の開拓に当たっては就労センターやハローワーク等と連携し、地域の企業とは事業所開設時からの長期的な連携体制を構築している。

8 第三者評価結果(別添)

調査報告書(障害者・児福祉サービス版(共通))

事業所名:うぶすな園
種別:障害者・児福祉サービス

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
I 福祉サービスの基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	○			<p>法人のホームページ及び平成26年の広報誌で基本理念が記載されている。理念は、法人が実施するサービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることが出来る。基本方針は、法人の理念との整合性が確保されていると共に、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。毎朝の朝礼で、知的障害者福祉法の前文の倫理綱領を唱和している。</p> <p>今後は、理念や基本方針を会議や研修会で職員に周知を図ったり、わかりやすく説明した資料を作成する等の工夫をして利用者の会での周知を図る取り組みに期待したい。</p>
I-2 経営状況の把握				
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	○			<p>日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会に加盟して、社会福祉事業の情報を把握しているほか、社会福祉協議会からも情報を得ている。地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握している。養護学校を訪問して、在校生数等を尋ねたり、事業所の説明をして実習生の受け入れをしているが、今年度より、工賃によって事業所に係る報酬単価が決まるようになり、収益が上がらない状態である。</p> <p>事業所の平均サービス利用者数は把握しているが、事業経営を長期的視野に立って的確に進めていくためにも、今後は、社会福祉事業全体の動向や経営環境、福祉サービスのコスト、利用者の推移と利用率等の各種分析も行って頂きたい。</p>
3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	○			<p>今年度より、工賃によって事業所に係る報酬単価が決まるようになり、経営に影響が出ている。職員の平均勤続年数は7年であり、人件費の比率が上がって来ている。経営状況を改善するために平成30年6月の評議員会で承認された就労継続支援B型の定員を50名から40名とする変更は、香川県から11月に認可された。課題は、職員会で説明している。今後は、経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにする仕組みを構築して頂きたい。</p>
I-3 事業計画の策定				
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。			○	<p>平成31年度は、グループホームの安心・安全の見地から施設の移転・改善・拡充計画があり、国の地域移行方針に従って日中支援活動を支援することにしている。</p> <p>一方、法人の中長期的、中短期的目標は示されているものの、法人としても事業所としても中・長期計画として明文化されたものはない。このような計画は、上記の就労継続支援B型の定員の変更の件も含めて、「中・長期事業計画」として具体的な取り組みに示して頂き、且つ「中・長期事業計画」を実現するために財政面での裏付けとして、「中・長期の収支計画」を策定して頂きたい。</p>
5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。			○	<p>平成30年度の重点目標として、「1支援の充実、2研修等による資質の向上、3安心安全の確保に加え、将来に向けて積立金を考える」を位置付けており、事業計画では、日課、作業内容、週間プログラム、年間行事予定、月例・定例行事予定が示されていた。</p> <p>今後は、「中・長期計画」を策定したうえで、その内容を反映した単年度の計画が策定されるようにして頂きたい。</p>
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。			○	<p>3月の職員会で、年間の行事、役割分担の説明をしている。事業計画では、一泊旅行について保護者からも意見を聞いて、日帰り旅行への見直しをした。親の会では、クリスマス会の開催曜日の意見を聞いて次年度に活かしている。</p> <p>今後は、事業の計画期間中において、事業計画の実施状況を、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握し、評価して頂きたい。</p>
7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。			○	<p>利用者には、年間のカレンダーを手渡し、行事は園だよりで知らせ、大きな行事は早めに知らせている。日帰り旅行は、半年前からアンケートを取り、行先はアンケート結果で決まる。親の会には、理事長が出席して報酬単価が変わることなどの制度の説明をしている。</p> <p>今後は、行事計画だけでなく、事業計画の主な内容についても利用者や家族等に周知し、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等が事業計画についてより理解しやすくなるような工夫をして頂きたい。</p>
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組				
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8 I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。			○	<p>今回の福祉サービス第三者評価事業を受審したことによつて、福祉サービスの向上に向けた取り組みが継続して行われることを期待したい。</p>
9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。			○	<p>今回の福祉サービス第三者評価事業を受審することによつて、組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な取り組みが行われることを期待したい。</p>
II 組織の運営管理				

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
II-1 管理者の責任とリーダーシップ				
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
10 II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	○			施設長は、平成30年度の重点目標を定めて取組を明確にして、広報誌に掲載している。施設長の役割と責任を含む職務分掌は、法人の組織規定で定められている。 今後は、管理者が自らの役割と責任を、会議や研修の場において表明し周知を図ったり、平常時のみならず、有事(災害、事故等)における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化して頂きたい。
11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	○			日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会に加盟して、情報を得ている。利害関係者とは、適正な関係に努めている。平成30年10月社会保険労務士による労務管理に関する研修に参加した。得た情報や、出席した研修については、職員に資料を回覧して周知を図っている。また、平成30年には社会保険労務士との顧問契約を締結した。今後は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行って頂きたい。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
12 II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	○			平成30年度職員研修計画を基に職員研修が行われ、研修後は、復命書を職員に回覧している。今後は、今回の福祉サービス第三者評価事業を受審したことによって、福祉サービスの質の向上に向けた具体的な取り組みが行われることを期待したい。
13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。		○		今後は、今回の福祉サービス第三者評価事業を受審することによって、管理者のリーダーシップのもと、経営の改善や業務の実効性を高めるための具体的な取り組みが行われることを期待したい。
II-2 福祉人材の確保・育成				
基本 II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	○			職員の出入りが少なく、安定した人員体制が確保できており、職員構成に基づいた人材の育成と必要に応じた採用活動が行われている。 今後は、事業所の目的に沿った人員体制や専門職の育成などを総合的に盛り込んだ、長期的な方針・計画の作成を検討されたい。
15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	○			就業規則や給与規定により、人事基準が明確にされ、資格手当など職員の専門性などを評価する仕組みも設けており、レベルアップのために資格取得を目指す場合は費用の助成をしている。 今後は、職員の職務に関する成果や貢献度の総合的な評価や、職員待遇の水準についての評価・分析についての取組も期待したい。

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		○		職員の就業状況はタイムカードで把握し、一日三回、施設長は職員と顔を合わせ言葉を交わして、職員の状況把握に努めている。また、福利厚生センター事業に加入し、職員の福利厚生の充実を図っている。今年4月には働き方改革関連法制の施行も控えていることから、働きやすい職場づくりに向けて、相談窓口の設置やワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みなど、組織的な対策を進めていくことが望まれる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		○		期待する職員像は明確にされ、各職員が、過去に受講した研修等については一覧にして把握しているが、目標管理や面接は行われていない。職員の質や意欲の向上を図り、事業所の理念や基本方針を最大限に実行していくためにも、目標管理は重要である。職員との個別面接を行い、一人ひとりに最適な目標の設定と進捗状況の把握等を期待したい。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		○		年度ごとの研修計画に基づき、毎月一回計画的に所内研修を行い、外部研修でも職員に応じた研修を受講している。教育・研修に関する基本方針は概略的なものであることから、職員の教育・研修に関する具体的・明確な基本方針を策定し、それに基づいた体系的な研修の実施による職員の育成を期待したい。
19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		○		施設長は、個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況などを把握しており、職員の勤務年数などに応じて研修に参加できるよう計画的に割振りしたり、情報提供して、全職員に対して研修の機会を確保している。小規模な事業所ではあるが、今後はOJTや階層別・職種別に体系化した教育・研修の実施を検討されたい。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20 II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		○		例年、福祉専門学校などの実習生受入れを、学校側と隨時連携をとりながら実施している。しかしながら、実習プログラムは学校側から示された実習課題に基づいて行っており、受入れマニュアル等はない。より積極的・体系的な実習受入と利用者への配慮の面からもマニュアル等の整備を期待する。
II-3 運営の透明性の確保				
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		○		<p>法人の理念・基本方針・事業計画等はホームページや広報誌を活用して、事業所の重点目標は広報誌を活用して公表している。広報誌は利用者、市町役場、保健センター、関連事業所等に150部配布して、法人の決算報告、事業所の行事予定等を公表している。</p> <p>現在準備中である事業所のホームページを早急に整備し、それを活用して事業計画や事業報告などの情報公開を進めるとともに、地域に向けても広報誌等を配付することなども検討されたい。</p>
22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		○		<p>事業所における事務、経理、取引等は、経理規定、決裁規定に基づき明確化され、内部監査を定期的に実施している。また税理士と委託契約して、必要に応じて相談、助言を受けられる体制を整備している。なお、外部監査については該当法人ではないため、実施していない。</p>
II-4 地域との交流、地域貢献				
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。		○		<p>地域との関わり方については、基本理念に明確化している。毎年、地域の方やボランティアなど多くの方に参加を呼び掛けて「ふれあいまつり」を開催し、利用者と地域の方との交流の機会を作り、事業所に対する地域の理解向上につながっている。</p> <p>この他、綾歌福祉まつりへの参加やまつりのポスターの掲示、チラシの配布など利用者に情報を提供し、利用者と地域の人々とが交流できる機会を設けている。また、丸亀市スポーツ大会には希望者が参加できるよう支援している。地域行事への参加については、福祉ママボランティアに支援を依頼している。生活介護では、小グループ単位で外出して買い物したり、近所への散歩を日課として行っている。移動支援が必要な利用者には、ヘルパーを活用し、外出できるよう支援するなど、利用者の状態に応じて様々な形で地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>
基本理念及び基本 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		○		<p>丸亀市福祉ママのほか、中高校生ボランティアによるふれあいまつりの協力や地元ライオンズクラブによる餅つき大会などを定例的に受け入れ、ボランティアに対しては必要な説明を行った上で、ボランティア保険に加入している。今後は、ボランティア受け入れに関して登録・申込手続き、利用者等への事前説明、実施状況の記録等を記載したマニュアル等の作成をお願いしたい。</p>
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25 II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		○		<p>「平成30年4月現在の受給者名簿」をもとに、個々の利用者個別支援事業所リストを作成し、個々の利用者の状況に対応できる体制を整備し、所内のケース会議で説明して、職員間で情報共有できるよう努めている。受給者証更新時に開催される担当者会議に参加し、関連事業所に情報提供する機会を設けている。中讃地区のネットワーク会議の協議内容は、メール配信を活用して収集している。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26 II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。		○		<p>毎年、事業所内敷地で開催するふれあいまつりには、自治会にも参加を呼びかけ、景品付きのくじ引きを用意するなど利用者と地域住民とが楽しく交流できるよう工夫している。また、災害時は地域の要援護者の緊急受け入れ避難施設としての協定を丸亀市と平成27年3月に締結している。</p> <p>香川県内の社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員をはじめ関係機関・団体が協働し、「生活のしづらさ」を抱え支援を必要とする方をトータルで支える仕組みづくりをめざして始まった、「香川おもいやりネットワーク事業」に参加しているが、現在のところ主体的な活動はできていない。</p> <p>今後は、社会福祉法人として専門性を活かした研修会の開催や、社会福祉分野に限らず地域の活性化に資する取組についての検討を期待したい。</p>
27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		○		<p>法人の評議員の紹介で平成29年度に民生委員の研修を受け入れたり、地域に視覚障がい者がいるという情報提供を受けたことはあるが、定期的なものはない。</p> <p>今後は、事業所の機能を活かして地域社会における役割を発揮するためにも、地域の福祉ニーズの把握に努め、ニーズに応じた活動に取り組まれることを期待したい。</p>
III 適切な福祉サービスの実施				
III-1 利用者本位の福祉サービス				
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。		○		<p>基本理念、基本方針に利用者を尊重した福祉サービスを実施する旨を明記しており、朝礼で毎日倫理綱領を読み上げ、職員の理解・実践につなげている。権利擁護や虐待防止などに関する外部研修には積極的に参加することとしており、事業所内では職員会議において権利侵害についての検討をしている。日常生活自立支援事業の利用者及び成年後見制度の申請者がいる。</p> <p>次へのステップとして、事業所内研修において、利用者尊重や人権への配慮に関する研修を行い、定期的な状況把握が望まれる。</p>
29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。		○		<p>虐待防止対応規定を整備し、職員の理解の周知徹底に努め、年度はじめには虐待のセルフチェックの実施や、定期的に、虐待セルフチェックの職員研修を実施している。広報誌に利用者の氏名や顔写真を掲載する場合は掲載許可をとったり、着替えの場所を確保するなどして、プライバシーの保護に配慮している。また、不適切な事案や事故等のヒヤリハットが発生した場合には、記録し、事故報告を行っている。</p> <p>虐待防止対応規定は整備されているものの、プライバシー保護や権利擁護に関する規定の整備も必要と考える。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。				
30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	○			<p>年度の目標や福祉サービスの紹介などをカラー刷りで紹介した広報誌を市町役場や福祉センター等においているほか、現在、法人ホームページ内に事業所の情報提供を作成中である。利用希望者には口頭で説明し、見学や短時間利用等の希望に対応している。</p> <p>事業所を紹介するパンフレット等は、以前はあったが、現在は作成されていない。利用希望者にわかりやすく事業所組織を紹介するには、ホームページの構築と併せて、パンフレット等の作成も検討いただきたい。</p>
31 III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	○			<p>サービス開始・変更時には、利用契約書や重要事項説明書に同意の署名をしてもらい、書面で保管している。サービスの開始時には、相談員に同席してもらい、意見を出してもらうことで、意思決定が困難な利用者をはじめ利用者の希望が尊重されるよう配慮している。</p> <p>サービス内容の説明は、口頭や重要事項説明書によるものとなっているが、利用者や家族が理解しやすいように工夫した資料の作成なども検討されたい。</p>
32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	○			<p>長期の入院の場合でも利用者の希望を配慮し、規定どおりに対応するのではなく、個々の利用者の希望を反映するよう配慮している。福祉サービス終了後も、担当者が利用者や家族からの相談を受け付けている。サービス終了時には、その後の相談方法や相談員について口頭で説明している。</p> <p>福祉サービスや事業所の変更等を行う場合も、継続的で一貫性のある対応をするために、引継や申し送りの手順等を文書で定め、また、利用者やその家族に対してサービス終了後の相談方法に関する文書を渡すこと等も検討されたい。</p>
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
33 III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	○			<p>利用者の会で、食事の嗜好調査やサービス内容について利用者の意見を聞いており、6ヶ月ごとにモニタリングを実施している。施設長が家族会に、職員が利用者会に出席して、それぞれの会での議論を把握している。</p> <p>今後、利用者満足を組織的に調査・把握したうえで、提供する福祉サービスの質の向上に結び付ける取組を期待したい。</p>
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	○			<p>利用者等に配付している重要事項説明書には、受付窓口と第三者委員の記載となっており、苦情解決責任者が明確に記載されていない。掲示板には、苦情解決検討委員会名簿が掲示され、運営適正化委員会については、契約書にはあるが重要事項説明書には記載がない。また、苦情内容についてはカードを作成し、ファイルを保管している。</p> <p>今後は、苦情解決の体制の整備、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物を掲示し、検討内容や対応策については、利用者や家族等に必ずフィードバックしたり、苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者や家族等に配慮したうえで公開し、苦情記入カードの配布やアンケートを実施する等、利用者や家族が苦情を申し出やすい工夫を行い、苦情内容に関する検討内容やサービスの質の向上に関わる取組を行って頂きたい。</p>
35 III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	○			<p>生活介護では、自分で話をする利用者は少ないので、保護者からの連絡帳で対応している。意見のある人は何時でも言って下さいと言っており、朝礼時に職員に言いに来ることもある。相談室をはじめ相談できるスペースが複数ある。</p> <p>今後は、利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを分かりやすく説明した文書を作成したり、利用者や家族等に、その文書を配布したり、分かりやすい場所に掲示する等の取組を行って頂きたい。</p>
36 III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	○			<p>保護者との連絡帳で情報の交換をしており、意見箱は玄関に置かれている。職員は、利用者の意見を良く聞くようしている。今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備したり、アンケートの実施等利用者の意見を積極的に把握する取組を行ったり、意見等に基づいた福祉サービスの質の向上に関わる取組を行って頂きたい。</p>
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。				
37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	○			<p>リスクマネジメントに関する委員会はない。事故報告等何かあれば全て施設長が対応している。朝礼や終礼で情報を共有して、すぐに直せる所は直し、情報の回覧は全職員に行っている。非常口や廊下に物を置かないようにしたり、作業場では物を置く場所にテープを貼っている。</p> <p>今後は、リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備したり、事故発生時の対応と安全確保について、責任、手順等を明確にして職員に周知したり、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集を積極的に行い、職員の参画の下で発生要因を分析し、改善策・再発防止等を検討・実施する等の取組や研修を行ったり、安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行って頂きたい。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		○		<p>感染症対策のマニュアルを作成し、その中で管理体制等についても規定している。玄関には消毒液を置いて利用している。掲示板には、ノロウイルス発生時の対応マニュアルや感染症発生時の基本対応マニュアル、食中毒警報発令中の食事衛生の心得などを掲示している。食堂の洗面所にも衛生的な手洗いの絵図がある。検温、血圧の異常、いつもと行動が違う等どんな細かなことでも直ぐにサービス管理責任者や上司に報告している。法人で職員にインフルエンザの資料を配付して研修を行った。</p> <p>今後は、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直して頂きたい。</p>
39 III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。		○		<p>火災や地震の災害時の対応マニュアルがある。通所事業所なので、警報が発令されたら休みしたり、早めに自宅に送っている。食料の備蓄は、年1回試食して更新し、パンの封を開けられるかどうかも行っている。毎年2回通報訓練を含む避難訓練を行い、11月には、香川県下一致のシェイクアウト訓練にも参加した。</p> <p>今後は、立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するための対策を講じるとともに、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携した体制を整え、訓練を実施して頂きたい。</p>
III-2 福祉サービスの質の確保				
40 III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
40 III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。		○		<p>提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、標準的な実施方法に基づいた福祉サービスが提供されるようにして頂きたい。</p>
41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		○		<p>標準的な実施方法を文書化したうえで、見直しをする仕組みについても確立して頂きたい。</p>
41 III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している		○		<p>利用者、保護者から話を聞いてアセスメントを行っている。通所サービス利用開始時に話が聞けなかった場合には、障害者支援相談員から話を聞いている。個別支援計画策定の責任者はサービス管理責任者で、個別支援計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示され、個別支援計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する支援表がある。外部で開催される強度行動障害支援者養成研修に参加している。</p> <p>今後は、個別支援計画を策定するため部門を横断したさまざまな職種による関係職員の合議や、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施するとともに、支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供を行って頂きたい。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
43 III-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。		○		<p>生活介護では利用者3名から5名、就労支援B型では7名前後の担当制としている。個別支援計画は、3月と9月に担当職員が入った会で、利用者からお話を聞き、出来ていることは継続して行き、出来ていないことは見直している。個別支援計画が出来ると、利用者、保護者に話をして同意をもらっている。利用者が精神的に不安定になるなど状態が変わった場合には、必要に応じて個別支援計画を変更することもある。個別支援計画は、朝礼で周知している。</p> <p>今後は、個別支援計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定め、個別支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等を明確にして頂きたい。</p>
44 III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
45 III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		○		<p>個別支援計画に基づくサービスが実施されているかどうかは、支援の様子を見て出来ていたら支援表に○印を付けている。月一回職員全員が参加するケース会議では、基本シート(課題・支援目標・支援内容)を配付して、1回3名位を話し合っている。朝礼時に行うこともある。</p> <p>今後は、記録する職員間で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をすることや、組織における情報の流れが明確にされて情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みの整備、パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みの整備を期待したい。</p>
45 III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。		○		<p>個人情報の保護は、就業規則で定めており、利用者・保護者には、契約時に重要事項説明書を用いて説明している。</p> <p>今後は、記録管理の責任者が設置されたり、記録の管理について、個人情報保護の観点から、職員に対する教育や研修を行って頂きたい。</p>

調査報告書(障害者・児福祉サービス版(内容))

事業所名:うぶすな園

種別:障害者・児福祉サービス

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
A-1 利用者の尊重と権利擁護				
1-（1）自己決定の尊重				
1 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。		○		<p>どの作業に従事するかは、本人の希望と職員がよく観察して決めている。ペースメーカー利用者や壁に向かって仕事をする方が良い利用者、視覚障害者には特に配慮している。生活支援では、日常生活で利用者が落ち着いて過ごせるように、余暇活動として週1回バスハイクを取り入れている。</p> <p>今後は、利用者の権利について職員が検討し、理解・共有する機会を設けて、利用者の会が一層充実するようにして頂きたい。</p>
2 A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。		○		<p>利用契約書中に、利用者の意思と人格を尊重したサービスの提供、身体拘束の禁止規程がある。緊急時の身体拘束については、同意書をもらっており、職員会では虐待防止・権利侵害を取り上げている。</p> <p>今後は、権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知したり、権利侵害の防止と早期発見をするための具体的な取組を行ったり、権利侵害が発生した場合に再発防止策などを検討し、全ての職員が理解した上で実践する仕組みを明確化して頂きたい。</p>
A-2 生活支援				
2-（1）支援の基本				
3 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。		○		<p>個別支援計画に基づいて、利用者が出来るだけ自分で出来るよう見守りの支援を行っている。「何でも話をして下さいね」を基本としており、利用者の話から、母親が入院していたことが分かった事例では、必要時にはショートステイの利用が出来るように対応した。ショートステイの利用者に対して、準備物(着替え、服薬類)の確認、ショートステイ利用中の洗濯の対応をしている事例もある。今後は、心身の状況や生活習慣、望む生活等を理解して、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行って頂きたい。</p>
4 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。		○		<p>言葉が不自由な利用者は、嫌な時に声を発するのでその様子を観察し、オウム返しに話す利用者は、表情や動作を観察している。発達障害の利用者で、「気のせいです」「気にしないでいいです」と言われるのが嫌いな場合には、そのような表現はしない配慮をしている。視覚障害者は、声や音で分かっている。自宅から事業所のスケジュール表を持参して、作業時間帯を確認している利用者もいる。</p> <p>今後は、利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援や必要に応じて、コミュニケーション機器の活用や代弁者の協力を得るなどの支援や工夫を行って頂きたい。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
5 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。		○		<p>何でも何時でも言って来て下さいと伝え、保護者へは連絡帳で日中のことを報告している。朝礼や職員会で利用者が話をしていたことを報告し、職員間で共有し、必要に応じて個別支援計画に反映している。掲示板は、ノロウイルス発熱時、感染症発生時、衛生的な手洗い、食中毒警報発令、苦情解決検討員会名簿等を掲示し、利用者に知らせている。</p> <p>今後は、利用者の意思決定の支援についても、仕組みや手順などを組織として検討し、明確化されることを期待したい。</p>
6 A-2-(1)-④ 個別支援計画に基づく日中活動と利用支援などを行っている。		○		<p>散歩に行く方が落ち着く利用者は、午前中に出掛けている。生活介護でもカラオケや散歩を柔軟に対応している。利用者に声かけしたり、掲示板に掲示するなどして、希望に応じて県協会の催物や卓球大会、体育祭りに参加している。養護学校で行っていた頑張り表は、頑張って行った場合には○印をつけ、出来るようになったら、個別支援計画の見直しをしている。</p> <p>今後は、個別支援計画にもとづき利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動(支援・メニュー等)の多様化を図ったり、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供をより積極的に行って頂きたい。</p>
7 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。		○		<p>職員は、いろいろを治めるアンガーマネジメント、強度行動障害の研修に順番で受講して、いろいろな視点で利用者に対応している。生活介護では、ダンボールで囲って環境を整えたり、クールダウンする小さな部屋を準備しており、作業場や食堂の座席にも配慮している。</p> <p>朝礼や職員会で、利用者の障害による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討をしているので、その理解と共有を行ったり、利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応をより行って頂きたい。</p>
A-2-(2) 日常的な生活支援				
8 A-2-(2)-① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援を行っている。		○		<p>食事について、年1回嗜好調査を行ったり、月1回は選択メニューを行って楽しく食べられるよう、適時適温の食事が提供されている。また、体調に応じて、粥食・刻み食も提供している。車椅子利用者には、移動介助をしている。排泄後の拭き取りが十分に出来ない利用者の介助や車椅子利用者にはリフトを使って便座間の移乗介助をしている。足の不自由な利用者には、送迎車の乗降時に手すりを握るように指導している。</p> <p>今後の課題としては、生活介護で入浴が行えるように検討して頂きたい。</p>
2-(3) 生活環境				
A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。		○		<p>建物内に段差はなく、安全に配慮して廊下には物を置かないようにし、作業場内の床の配線にはテープを貼っている。荷物の搬入口はフラットで内扉は閉めている。職員と利用者で編成された清掃班が廊下や食堂の清掃を行い、食堂、トイレは明るく清潔にしている。生活介護では、職員が掃除を行い空気清浄機を配置している。昼食後は、自由に過ごしてもらっており、卓球や散歩をする利用者もいる。食堂には、畳の間があり、利用者がくつろいだり、職員が話を聞く場所にしている。生活介護では、一人になり落ち着く小部屋もある。</p> <p>今後は、利用者が思い思いで過ごせる生活環境について、利用者の意向等を把握する取組や改善の工夫を行って頂きたい。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
2-(4) 機能訓練・生活訓練				
10 A-2-(4)-① 利用者的心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。		○		<p>機能訓練士は配置していない。機能訓練として、散歩を行っている。生活介護では、本当は自分で食べられるかもしれないが、食べさせてもらえるのを待っている利用者もいると聞いた。</p> <p>今後は、生活動作や行動の中で、意図的な機能訓練・生活訓練を利用者が主体的に行えるように、一人ひとりの計画を定め、関係職員が連携して行えるように工夫して頂きたい。</p>
2-(5) 健康管理・医療的な支援				
11 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。		○		<p>健康診断、体重測定、日常的な健康チェック等を行って日常的な健康状態を把握し、把握した健康情報は、健康チェックカードに記録して職員間で情報共有するとともに、連絡帳へ記載して家族等との情報共有に努め、発熱時には家族等に速やかに連絡する体制をとっている。医師による健康講話を開催し、職員研修の場としてまた、利用者の健康管理の知識向上の場とした。生活介護の利用者に対しては、バスハイクや散歩等を定期的に行い、健康の維持・増進を図っている。</p> <p>利用者の体調変化時には、必要に応じて救急対応を行っているが、救急対応や体調変化時の組織的な対応については、利用者が迅速かつ適切な医療を受けられるよう、マニュアル等文書を作成し、体制を整えることを検討されたい。</p>
12 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。		○		<p>医療的ケアマニュアルを作成し、安全管理体制を明確にしている。昼食後の服薬が必要な利用者の服薬管理については、利用者が連絡帳に薬を挟んで持参したものを職員が受け取り、昼食時に配膳トレーに載せて内服できるようにセットしているが、利用者が適切に内服できたかどうかの確認までは行えていない。</p> <p>また、毎年1回、健診機関による健康に関する職員研修を行っている。</p>
2-(6) 社会参加、学習支援				
13 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。		○		<p>生活介護の利用者を中心に、毎月絵画教室や音楽教室等を開催し、利用者の文化活動や学習・体験が出来るよう支援している。一方、就労支援の利用者に対しては、市障がい者スポーツ大会等の開催を周知し、参加を支援している。絵画教室の作品を園内の掲示コーナーに掲示するとともに、地区の文化祭等にも出展し、利用者の社会参加や意欲を高めるための支援を行っている。</p> <p>利用者の会においてスポーツ大会への参加希望を聞くなどしているが、利用者一人ひとりの希望に沿った社会参加や学習意欲の向上を図るために、ニーズ把握の実施なども検討された。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援				
14 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。		○		<p>地域の方や家族の参加も受けながら、クリスマス会、もちつき大会、ふれあいまつりなどの季節行事を行っている他、グループホームに入所している利用者については、事業所での生活の様子をグループホームの世話人に伝えるなど、相互に情報連携を図り、利用者が地域生活を継続する意欲を高めるよう工夫している。また、家族会の場で相談員による生活支援等の研修も行っている。</p> <p>利用者の尊厳や希望を尊重できる生活を継続できるよう日常生活自立支援事業の活用も支援している。</p>
2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援				
15 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。		○		<p>連絡帳を活用し、利用者の生活状況や健康状態について、家族との情報共有に努めている。また、利用者の体調不良や急変時には、早い段階で家族等に連絡するなど家族との連携を行っているが、急変時の家族等への報告・連絡ルールの文書化はない。</p> <p>連絡帳のほか、家族会を開催して家族等と意見交換する機会を設けているが、思いが伝わっていないと感じる家族もいるので、より積極的に家族の意向の把握や意見交換の機会を設けるなど、利用者や家族のニーズに応える工夫を期待したい。</p>
A-3 発達支援				
3-(1) 発達支援				
16 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。				非該当
A-4 就労支援				
4-(1) 就労支援				
17 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。		○		<p>利用者1人ひとりの障害に応じて、就労工程や就労の部屋割り、グループ分けなどに配慮するとともに、障害の特性に応じて作業机に注意事項を貼る、パーテーションを作るなど工夫し、利用者一人ひとりが安心して就労できる環境を整えている。</p> <p>就業前のラジオ体操や休憩時間のチャイムなどによって、規則的な就労に向けた環境を整え、働くためのマナーとして、挨拶の練習や服装のチェック、草刈り機の操作等の技術の習得を支援するとともに、就労センターや地域の企業、関係機関と連携しながら就労支援を行っている。</p> <p>利用者と今まで以上に話し合って思いを引き出し、利用者に適した作業や働く意欲の向上に向けた支援を工夫されたい。</p>

評価項目	判定結果			判定の理由
	a	b	c	
18 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。		○		<p>工賃支給規程で賃金の支払を明記し、年2回の賞与と1回の決算時報酬金が支払われ、利用者の同意を得ているが、細かいところまでのわかりやすい説明とはなっていない。</p> <p>屋外での仕事に従事する際は、健康保険証のコピーを携帯し、ヘルメットを着用するなど安全面での配慮を行っている。</p> <p>事業所は、利用者に合った内容の仕事を提供できるよう努めているが、さらに一歩進んで、賃金や仕事内容をわかりやすく説明して、利用者が内容を理解して選択できるような取組も期待したい。</p>
19 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。		○		<p>就労センターとハローワーク等と連携して仕事の開拓に努めたり、地域の企業とは事業所開設時からの長期的な連携体制を構築している。また、養護学校の教員による卒業生への訪問を受け入れる等して養護学校と連携し、卒業生の就労の定着支援を図っている。</p>